

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間は以下の通りです。

再登校する際は、医療機関にて「治癒証明書」を作成していただき、担任へ提出してください。

なお、インフルエンザの場合は、「インフルエンザ罹患報告書」、新型コロナウイルス感染症の場合は、「新型コロナウイルス感染症に関する出席停止報告書」を保護者の方にご記入いただき、担任へ提出してください。

	対象感染症【潜伏期間】	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、マールブルグ病、ペスト、痘そう ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、南米出血熱 ジフテリア、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性 呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る）、 鳥インフルエンザ（H5N1）、新型コロナウイルス 感染症（COVID-19）、指定感染症、新型イン フルエンザ等感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ【1～2日】 （鳥インフルエンザ（H5N1）は除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児 は3日を経過するまで
	百日咳【6～15日】	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）【10～12日】	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 【14～24日】	耳下腺、愕下線又は舌下線の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）【14～21日】	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）【11～20日】	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）【5～6日】	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
【注意】第2種（結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く）の感染症については、 病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。		
第3種	コレラ【数時間～5日】	症状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢【1～5日】	
	腸管出血性大腸菌感染症【3～9日】	
	腸チフス【7～14日】	
	パラチフス【7～14日】	
	流行性角結膜炎【8～14日】	
	急性出血性結膜炎【1日】	
その他の感染症 感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎等）、帯状疱疹、 マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、手足口病、 A・B型肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）、皮膚真菌 症、伝染性軟属腫（水いぼ）、アタマジラミ など	※医師の意見、保護者からの申し出等により 必要があれば出席停止の措置（病状により医 師の指示に従うこと） 症状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで	

☆証明書用紙は、学校でも配布しています。